

平成31年第1回定例会 総務委員会会議録

平成31年3月11日
午前10時～午前10時47分
全員協議会室

出席者氏名

札野 章俊 委員長	大竹 昇 副委員長
深沢 幸子 委員	滝沢 健一 委員
後藤 敦志 委員	大野誠一郎 委員

欠席者氏名

杉野 五郎 委員

執行部説明者

副市長	川村 光男	総務部長	荒井久仁夫
市長公室長	龍崎 隆	議会事務局長	黒田智恵子
危機管理監	出水田正志	会計管理者	松田 浩行
危機管理課長	猪野瀬 武	法制総務課長	落合 勝弘
人事課長	菊地 紀生	財政課長	岡田 明子
情報管理課長	八木下昭弘	契約検査課長	島田 眞二
秘書課長	大久保雅人	企画課長補佐	廣田 裕一
シティセールス課長	松本 大	道の駅・牛久沼プロジェクト課長	由利 毅
会計課長	大和田英嗣	監査委員事務局長	谷川 登
道の駅・牛久沼プロジェクト課長補佐	青木 誉 (書記)		

事務局

次 長 松本 博実 主 幹 深沢伸一郎

議 題

議案第1号 龍ヶ崎市職員の修学部分休業及び高齢者部分休業に関する条例について

議案第2号 龍ヶ崎市職員の自己啓発等休業に関する条例について

議案第3号 龍ヶ崎市職員の配偶者同行休業に関する条例について

議案第4号 龍ヶ崎市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について

議案第11号 牛久市の公の施設を本市住民の使用に供させることに関する議決事件の変更について

議案第12号 平成30年度龍ヶ崎市一般会計補正予算（第7号）の所管事項
について

報告第2号 専決処分の承認を求めることについて
（和解に関することについて）

札幌委員長

開会に先立ちまして、委員の皆様申し上げます。

本日傍聴の申し出がありますので、これを許可いたします。

ここで傍聴の皆様一言申し上げます。会議中にご静粛をお願いいたします。

それでは、ただいまより総務委員会を開会いたします。

本日、ご審議をいただきます案件は、今期定例会において当委員会に付託されました議案第1号、議案第2号、議案第3号、議案第4号、議案第11号、議案第12号の所管事項、報告第2号、以上7案件です。

これらの案件につきまして、ご審議をいただくわけですが、発言は簡潔明瞭にまた質疑は一問一答でお願いいたします。会議が円滑に進行できますよう、皆様のご協力をよろしくお願い申し上げます。

それでは、議案の審査に入ります。

初めに議案第1号 龍ヶ崎市職員の修学部分休業及び高齢者部分休業に関する条例について、議案第2号 龍ヶ崎市職員の自己啓発等休業に関する条例について、及び議案第3号 龍ヶ崎市職員の配偶者同行休業に関する条例について、の3案件につきましては、関連しておりますので一括して説明を受け審査を行い採決は別々に行いたいと思いますのでよろしくお願い申し上げます。

それでは、執行部から説明願います。

荒井総務部長。

荒井総務部長

それでは議案第1号から議案第3号までの議案の概要につきまして一括して説明をさせていただきます。

参考資料といたしまして、A3の資料、議案第1号・第2号・第3号、各休業制度の概要という資料を配付させていただきました。その資料に項目別に要点を記載させていただきました。ご覧いただけているかと思えますけども、この3つの議案につきましては、いずれも国の働き方改革の目的の一つであります対応で、柔軟な働き方の実現に向けた取り組みと現行の地方公務員法で認められている各種休業制度を踏まえまして、職員がそれぞれの条例に定める要件を満たしている場合に、条例が定める期間の範囲内において、その職身分を保有したまま、その勤務時間の一部を勤務しないことができる部分休業や一定期間の休業を認める制度を創設するため条例を制定したそうとするものです。

まず、議案第1号 龍ヶ崎市職員の修学部分休業及び高齢者部分休業に関する条例についてです。

議案書では1ページから3ページになります。この条例の中のまず修学部分休業ですが、これは職員の自発的な申請に基づき公務の運営に支障がない場合で、かつ、職員の公務に関する能力の向上に資すると認められる場合に、大学その他の教育施設における就学のため2年を限度として当該就学に必要なと認められる期間について、部分休業を取得できるよう条例を整備するものです。

また、高齢者部分休業ですが、これも職員の自発的な申請に基づき公務の運営に支障ない場合に、高年齢として55歳に達した日以後の日で当該申請において示した日から職員の定年退職日までの期間について勤務時間を減じつつ定年まで勤務すること

を可能とする部分休業を取得できるよう条例を整備するものです。

次に、議案第2号 龍ヶ崎市職員の自己啓発等休業に関する条例についてです。議案書では4ページから7ページになります。これは職員の自発的な申請に基づき、公務の運営に支障がなく、かつ、職員の公務に関する能力の向上に資すると認められる場合に、3年を限度として、その職、身分を保有したまま大学等における課程の履修や外国での国際貢献活動のための休業を取得することができるよう条例を整備するものです。

次に、議案第3号 龍ヶ崎市職員の配偶者同行休業に関する条例についてです。議案書では8ページから11ページになります。これは公務において活躍することが期待される有為な地方公務員の継続的な勤務を促進するため、3年を限度として一定期間の休業を認め、外国の勤務地に滞在する配偶者と職員が生活をともにすることができるよう条例を整備するものです。現在1人の希望者がいるところです。

以上でございます。

札野委員長

執行部からの説明は終わりましたが、質疑はありませんか。

深沢委員。

深沢委員

おはようございます、よろしく申し上げます。とてもいい議案ではないかなと、議案第1号・2号・3号素晴らしいと私は思っております。その中で、議案第1号の中ですけども、職員の能力向上ということでやられるわけですけども、その中で1ページの第2条第2項で教育施設に類する施設というのはどういうところを想定されておられますか。

札野委員長

菊地人事課長。

菊地人事課長

教育施設に類する施設ということで前段のいろいろな短期大学、高等専門学校、専修学校など各種学校に類する施設を想定するということですが、具体的に各種学校といいましてもいろいろな名称があり、今混在している状況で、なかなか難しいかと思いますが、実際に各種学校というのは医療分野、准看護師であったり服飾関係であったり文化教養ということでインターナショナルスクールであったりとか、語学学校であったりとかということになって、各種資格を取得支援するような学校がいろいろあるかと思うんですけども、市として想定していますのは主にそういうような語学であったり、資格取得であったりを支援する教育機関を想定しております。

以上です。

札野委員長

深沢委員。

深沢委員

ありがとうございます。次のページの高齢者部分休業のところ、55歳以後となっておりますよね。この55歳と決めた根拠は何でしょうか。

札幌委員長

菊地人事課長。

菊地人事課長

55歳ということの意味ですが、また別の法律になりますが高齢者等の雇用の安定に関する法律というのがございまして、これは高齢者の定義として55歳以上として規定されていること。

また高齢者部分休業に関しましては平成16年に法律的には改正されていますが、この時、定年前5年間という規定をされていたということで、それに準じまして55歳という年齢を設定させていただいたところです。

以上です。

札幌委員長

深沢委員。

深沢委員

次に議案第2号です。議案第2号の5ページのところの第4条6号に、ここにも教育施設に類する施設というのがあります。ここの想定をお聞かせください。

札幌委員長

菊地人事課長。

菊地人事課長

自己啓発等休業に関するその他教育施設ということですが、先ほどの修学部分休業とここの自己啓発休業と違うところというのは、修学部分休業は部分的に休んでいける。ここはずっと休んでいけるというところでありまして、基本的には想定するところは、ほぼ同じというふうに考えております。

以上です。

札幌委員長

深沢委員。

深沢委員

ありがとうございました。同じ5ページのところの第5条3号奉仕活動に準じる活動というのはどういうことが想定されますか。

札幌委員長

菊地人事課長。

菊地人事課長

ここは国際貢献ということで、最初の想定で国の方がいろいろな国際貢献をするときに、日本がいつもお金だけで人的貢献がないというような批判があったということを受けての法改正であるということで、いろんな国際活動、主に今想定しておりますのは、JICA（ジャイカ）青年海外協力隊を想定しているのですが、自治体によっては海外の都市と国際交流を行っていたりしている団体もありますので、龍ヶ崎市はしておりませんが。そういうところで、相手様から海外の都市から派遣要請があったとか、そういうこと今後ないとは限りませんので、そういうところを一応想定できるかなというふうには考えております。

札幌委員長

深沢委員。

深沢委員

ありがとうございます。最後です。議案第3号で、1名の職員希望がいらっしゃる。年代的には、どれぐらいの年代の方でしょう。

菊地人事課長

40歳前半だと思います。

札幌委員長

深沢委員。

深沢委員

ありがとうございます。この方、さきほどの説明では配偶者ということですが、ご家族については。

札幌委員長

菊地人事課長。

菊地人事課長

当然、海外にいかれるご主人とお子さんがいらっしゃいます。

札幌委員長

深沢委員。

深沢委員

ありがとうございました。先ほど申しましたが、議案第1号・2号・3号とても前向きな素晴らしい議案だと思っておりますので、このまま進めていただければと思います。

以上です。

札幌委員長

ほかにありませんか。

大竹委員。

大竹委員

休業期間ですよね。表でみると上限ということで期間をうたっているのですが。各条例の文言を読んでも間違いなく2年という区切り、3年という区切りをつけなくちゃならないものがありますが、特に議案第3号。3年以内の方が何かこう時間軸の中でいいのかなっていう感じがしているのですが、その辺どうでしょうか。

札幌委員長

菊地人事課長。

菊地人事課長

これはどの条例改正部分についても以内という解釈ですので、その中でやはり個人的にいろいろな事情で諸事情によりまして期間はあるかと思しますので、それ以内であれば取得できるように制度設計をしております。

札幌委員長

大竹委員。

大竹委員

8ページ、法第26条の6第1項の条例に定める期間は3年とすると。ということだと3年間、そういう形で上限という言葉がないのでね。それを3年以内とするということになればね、これは理解ができるのだけど。3年いなくてはならないという話ではないでしょう。

札幌委員長

菊地人事課長。

菊地人事課長

これは上位法である地方公務員法でそういう規定になっているものを準用しているものですから、なっていますが、実際は議員おっしゃる通り制度設計はなされております。

札幌委員長

ほかにありませんか。

後藤委員。

後藤委員

各休業制度について、近隣の市町村や類似団体での整備状況というのがわかりましたら教えていただけますでしょうか。

札幌委員長
菊地人事課長。

菊地人事課長

近隣の状況ということで、県南市の状況を調べております。順に申し上げます。

土浦市は修学部分休業と高齢者部分休業を平成17年度から制定しております。石岡市は修学部分休業、高齢者部分休業と自己啓発等休業を平成26年4月から。配偶者同行休業を平成27年4月から制定しております。

取手市は全く定めておりません。

牛久市は配偶者同行休業のみ平成26年6月20日に制定しております。

つくば市は修学部分休業と高齢者部分休業を平成17年4月から、自己啓発休業を平成20年4月から、配偶者同行休業を平成30年4月から制定しております。

守谷市は修学部分休業と高齢者部分休業を平成17年4月から、自己啓発休業を平成20年4月から、配偶者同行休業を平成29年3月24日から制定しております。

稲敷市は修学部分休業と自己啓発休業を平成24年4月から、配偶者同行休業を平成30年3月23日から制定しております。

かすみがうら市は制定しておりません。

つくばみらい市は修学部分休業、高齢者部分休業、自己啓発休業を平成22年7月8日から、配偶者同行休業を平成27年4月から制定をしております。

以上です。

札幌委員長
後藤委員。

ありがとうございました。ちなみに県南市で各制度導入しているところでの職員の皆さんの利用実績というのはどれぐらいの利用があるのでしょうか。

菊地人事課長

実際に導入をする前後では確認をしているのですが、直近の状況までは聞いていませんが、修学部分休業と自己啓発部分休業については県内において実績があるのは3市か4市ぐらいだと思います。確認したときはそのような状況でした。ただ配偶者同行休業は今回、当市でもありますように、民間企業とか、あとは国家公務員、県職の方が海外に行かれる機会があるものですから、それに付随してやはり増えてきている。多分どこの市も該当するところがでてきて実際にどうするのかということでの導入かとは考えております。

以上です。

札幌委員長
後藤委員。

後藤委員

わかりました。利用されたい職員がいらっしゃるといふことでしたら、しっかりと整備をしていただければと思います。あともう1点ですね、各休業条例とも休業の

承認のところで、公務の運営に支障がないこととありますが、具体的に逆にいうと、公務に運営に支障が出てしまって認められないっていう場合は、具体的にどういった場合でしょうか。

札幌委員長
菊地人事課長。

菊地人事課長

制度の趣旨から見まして、なるべくそういうことは避けなければいけないものだろうなというふうには考えております。ただ特定のプロジェクトであったり、いろんな専門職であったり、その方がいなくなると、業務上本当に困ってしまうものもありませんので、そういう場合については、全部が全部承認をされる制度設計ではありませんので、そこは十分に慎重に検討しながら、運用していきたいというふうには考えております。

以上です。

札幌委員長

ほかにありませんか。

別にないようですので採決いたします。採決は個別に行います。

議案第1号、本案は原案の通り了承することにご異議ありませんか。

【異議なしの声】

札幌委員長

ご異議なしと認めます。よって本案は原案の通り了承することに決しました。

次に、議案第2号、本案は原案の通り了承することにご異議ありませんか。

【異議なしの声】

札幌委員長

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案の通り了承することに決しました。

次に、議案第3号、本案は原案の通り了承することにご異議ありませんか。

【異議なしの声】

札幌委員長

ご異議なしと認めます。よって本案は原案の通り了承することに決しました。

続きまして議案第4号 龍ヶ崎市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について執行部から説明願います。

荒井総務部長。

荒井総務部長

それでは議案第4号 龍ヶ崎市職員の勤務時間休暇等に関する条例の一部を改正する条例について説明をさせていただきます。これは国の働き方改革との関連で、労働基準法が改正され、その目的である長時間労働の是正と職員の健康確保を人材確保等々の観点から、本年4月1日から民間企業や国地方自治体において超過勤務時間外勤務の上限規制等が導入されることとなったことから、当市においても地方公務員法第24条第4項の原則に基づき国家公務員に準じて超過勤務時間外勤務の命令を行うことができる時間の上限等を定めることができるよう条例を改正しようとするものです。

その改正内容につきましては議案書では12ページ、新旧対照表では1ページになりますけども、条例に超過勤務の時間の上限と規則に委任する条文を第7条に追加するもので、具体的には規則で定めることとなります。規則ではその上限を国、人事院規則になりますけども、国に準じて原則として1カ月につき45時間、かつ、1年につき360時間とするとともに、大規模災害への対応や、期限が定められている重要な法令・施策の立案など、公務の運営上真にやむを得ない場合には、この上限を超えることがある。超えることができる例外規定。それと上限を超えた場合の事後検証等を定める予定です。施行日が本年4月1日からとなります。

以上です。

札幌委員

執行部からの説明は終わりましたが、質疑はありませんか。

札幌委員

深沢委員。

深沢委員

働き方改革。職員の健康なんかも考えなきゃいけませんから、やるべきだと思います。今現在はどれくらい1ヶ月また1年、どれくらい超過勤務されているんでしょうか。

札幌委員

菊地人事課長。

菊地人事課長

これは課とかグループ、担当業務によって大きく差が出ているのですが、今の時期3月、4月、年度末年度開始のところが多くなっています。多い課ですと、例えば税務課の市民税担当者、これは今、月間で例年ですけども100時間を超えるような時間外勤務をしております。あとですね、4月にも予定されておりますけども、選挙事務ですね、これも短期間に集中的に行いますので、やはり100時間前後の時間外勤務が発生している状況になります。

あと人事課についても、やはり人事異動の時期3月、4月については100時間に近い80時間前後の時間外となっています。これは季節的なところ。

逆に恒常的に残業が多いところは議会の方でもたびたびご指摘をいただいています。

すが、生活支援課のケースワーカー。これは恒常的に平均的に月間50時間から場合によっては80時間弱程度まで時間外をしております。

あと、昨年平成29年に基幹系システムを入れ替えましたので、そういう入れ替えの事務がある場合、これは臨時の事務になりますけども、そうするとやはり関係する課の職員はかなり多い時間外をしている状況になります。

以上です。

札幌委員
深沢委員。

深沢委員

ありがとうございます。長時間労働を80時間とか、そんなに長い時間働くっていうのは体によくありませんので、条例で規定して運用していただければと思います。
以上です。

札幌委員
他にありませんか。
後藤委員。

後藤委員

私も残業時間のところをもう少し詳しくお聞きしたいのですが、具体的にですね、平成29年度において年間で1番残業された職員の方、一体何時間年間残業になっていたのかということと、逆に言うと最小の職員さんは年間で何時間くらい時間外勤務されていたのか教えてください。

菊地人事課長

すみません。正確な時間数は手持ち資料にありませんで、大体のところというか大まかなところの説明になってしまいますが、議会でも以前ありました質問同様にお受けしているかと思いますが1番多い職員で多分、650時間ぐらいだと思います。

年度によって違いますが。一番少ない職員はゼロです。

札幌委員
後藤委員。

後藤委員

そうしますと先ほども課長からご説明あったように、課によって、そして繁忙期によって本当に残業時間というのはすごく変わってきて、ない方はゼロで最多の方は650時間を超えるというところで、やはり所掌事務が違う中でですね、平準化というのは難しいと思うのですが、できるだけ職員さん皆さんの一人一人の負担ができるだけ均等になるように平準化できるような取り組みというのはすごく大事なのかなと思いますが、その辺の取り組みはどうなっていますでしょうか。

札幌委員長
菊地人事課長。

菊地人事課長

ご指摘の通り平準化に向けまして、当然人事異動の際に、所属職員の数の変更でありますとか、あとは役割分担の見直しであるとか、働き方改革に合わせていろいろな施策を展開しようかと考えているのですが、今、いろいろ世間的に言われていますAIであるとか、RPAであるとかそういうシステム化によって乗り切れる部分もあるでしょうし、あとは電通の判例などにも、ありますように新規事業立ち上げた場合に、やはり見直しをしなければいけない事業も出てくるだろうということで、そこら辺の見直しも合わせて進めて、業務量を新規に増やすだけではなくて、使命が終わったものの洗い出しもしなくちゃいけない。当然総量の抑制も考えなければいけないと考えております。

また、人的でどうしてもやらなければいけない、増やさなければいけないところについてはそこには重点配置をするとか、あと、人によってどうしても多い少ない出ますので、そういうところについては一斉退庁であるとか、一斉消灯であるとか、いろんな逆に言うと今、平成28年10月から庶務事務システムを導入しまして、勤務時間の管理を今までは、自己申請が主でそれを確認しているだけだった退庁時間が具体的に分単位・秒単位でわかるようになっていきます。

それが有給休暇であり夏季休暇であり、いろんな休暇と連動させながら職員1人当たりの勤務時間が管理職を含めて、把握できるようになっておりますので、現在は人事の方から各所属長とか各部長であるとか、あなたの課の職員はこういう勤務状況になっていますよと、これについてどういうふうに改善しますかというようなものをこつこつとお願いして改善をしているところです。

ですから、そういうところを合わせまして、いろいろやっぱり課の事情によって時間外の要因というのはバラバラですので、一律にできるものもあるかとは思いますが、なかなかできませんので、それは個別にお話し合いをさせていただいて削減に向けて協議をしているというところです。

以上。

札幌委員長
後藤委員

後藤委員

ありがとうございます。最後にですね民間でもこういったような働き方改革の中で時間外の総量の規制ということで、そこで問題になっているのが、やはり上限は決めたけれども、業務は変わらず、結果として隠れ残業というのか、退庁して、そのあとまた業務を続けてしまうというようなことで、今回も360時間と上限を決めた中で650時間以上時間外勤務されている方がいてその辺の対応、今のところとも繋がると思うんですけれども、その辺しっかりとですね、上限を決めたのであれば、それ以下で職員さんに働いていただくような形での取り組みといいますか、対応をどのように考えていますでしょうか。

菊地人事課長

通常業務の場合、月45時間で年間360時間ということで、そのあと他律的業務というのがあります。それをどこまで認めていくのかというのが今後の課題になってくるかと思います。

これにつきましては組合の意見なども聞きながら、実際の運用で経過措置ではありませんが、極力減らす方向でどうすればいいのかということもあろうし、併せまして検討していきまして、なるべく偏りがなく職員の健康管理が十分に保てるようなものを目指していきたいというふうに考えております。

以上です。

札幌委員長

ほかにありませんか。

別がないようですので採決いたします。議案第4号、本案は原案の通り了承することにご異議ありませんか。

【異議なしの声】

札幌委員長

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案の通り了承することに決しました。

続きまして、議案第11号 牛久市の公の施設を本市住民の使用に供させることに関する議決事件の変更について、執行部から説明願います。

龍崎市長公室長

龍崎市長公室長

議案第11号 牛久市の公の施設を本市住民の使用に供させることに関する議決事件の変更についてでございます。議案書の22ページ、新旧対照表の7ページをお願いいたします。

新旧対照表の方を見ていただきたいと思います。牛久市との公の施設相互利用に関する協定を結んでいるわけでございますけれども、その牛久市の方、別表部分ですね。1つ目がNo.2 牛久運動公園、これにつきまして武道場及び会議室兼トレーニング場、これが本年4月1日利用開始ということになりますのでこれを追加するものでございます。

あわせて、No.8になりますけれども、牛久市エスカード生涯学習センターの多目的ホールについて、エスカードホール及びエスカードスタジオの2施設に名称を変更すると、この2点が変更点でございます。

地方自治法第244条の3第3項の規定に基づきまして、議会の議決を求めようとするものでございます。なお適用につきましては、23ページにございますが、平成31年4月1日から適用するといったものでございます。

以上でございます。

札幌委員長

執行部からの説明は終わりましたが、質疑等はありませんか。

別にないようですので採決いたします。議案第11号 本案は原案の通り了承することにご異議ありませんか。

【異議なしの声】

札幌委員長

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案の通り了承することに決しました。

続きまして、議案第12号 平成30年度龍ヶ崎市一般会計補正予算（第7号）の所管事項について執行部から説明願います。

荒井総務部長。

荒井総務部長

それでは議案第12号 平成30年度龍ヶ崎市一般会計補正予算（第7号）について説明をさせていただきます。

1 ページをお開きください。歳入歳出予算の補正額でございますけれども、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ2億4,011万円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ252億2,194万円とするものでございます。

歳入の12・13ページをお開きください。上から参ります。県支出金の委託金、総務費委託金の選挙費委託金563万5,000円の減額でございますけれども、これは平成30年12月9日に施行されました県議会議員一般選挙の執行経費の確定に伴う減でございます。

続きまして一つ飛びまして、繰入金でございます。基金繰入金でございますが、財政調整基金繰入金です。これは繰越金より繰り戻しをしたものでございます。当初予算4億円を繰り越し計上しておりまして、今回の1億円の減額によりまして、3億円の繰り戻しとなるところでございます。

龍崎市長公室長

続きまして地域振興基金繰入金につきましては年度末の精算による繰入金の減額でございます。

荒井総務部長

続きましてその下になります。繰越金です。一般会計繰越金1億3,252万4,000円でございますけれども、これは財源調整で3月補正の財源調整でございます。内訳は財源不足3,252万4,000円。それと、先ほど申し上げましたが、財政調整基金への繰り戻し1億円でございます。

次のページをお開きください。市債でございます。総務費債の総務管理債、庁舎施設整備事業債でございます。これは歳出にも計上していただいておりますけれども、庁舎防水・改修工事の事業費が確定したことに伴う減、150万円の減でございます。

出水田危機管理監

その四つ下です。消防自動車整備事業債30万円減です。これは消防団配備の小型動力ポンプ積載車4台の契約確定に伴い減額をするものでございます。

その下消防施設整備事業債、1,000万円減。これは防災行政無線デジタル化工事の実施設業務を1年先送りしたことにより全額を減額とするものであります。防災行政無線デジタル工事実施設計業務委託につきましては、近年の情報伝達手段の多様化、高度化に伴い、従来の防災行政無線以外にも様々な情報伝達システムが存在することから本市に最も適したシステムを選定するための検討が必要になったことから実施設計業務を平成31年度へ1年先送りするものでございます。

その下、防災情報通信施設整備事業債10万円減でございます。これにつきましてはJアラート小型受信機設置工事の契約確定に伴い減額するものでございます。

黒田議会事務局長

次のページをお開きください。歳出です。議会費、議員報酬費でございます。こちらは3名の議員が辞職したことにより報酬及び期末手当を決算見込みにより減額しようとするものです。

荒井総務部長

続きまして総務費、総務管理費の財産管理費、庁舎管理費でございます。委託料、工事請負費とも減額しておりますが、これは先ほど歳入で申し上げました、庁舎防水改修工事の事業費が確定したことによる減額でございます。次のページをお願いいたします。

総務費、選挙費、諸選挙費の県議会議員選挙費です。これも歳入で説明をさせていただきましたが、平成30年12月9日の茨城県議会議員一般選挙の執行経費が確定したことに伴う減でございます。

谷川監査事務局長

監査委員事務費です。こちらは議員研修の参加を取り止めたため、その費用を減額するものです。26ページ27ページをお開きください。

出水田危機管理監

下から二つ目でございます。まず、消防施設整備事業でございます。29万7,000円減でございます。これは先ほど歳入で説明した消防団配備の小型動力ポンプ車4台の確定に伴うものでございます。その下、旅費7,000円でございます。これにつきましては、一般非常勤職員1名分の交通費について当初予算に日額単位で計上しましたが、本来は月額単位とすべきであったことから、差額分を増額するものでございます。

その下、委託料につきましては、先ほど歳入のところで説明した通りでございます。

その下、使用料及び賃借料、175万9,000円減、これにつきましては、コンビニエンスストアに設置してありますAED28台のリース契約満了に伴う新規リース契約を1年間の再リース契約に変更したことによる減額と公共施設に設置しているAED10台の新規リース契約の契約確定に伴い減額するものでございます。

その下、工事請負費 5 万 4,000 円減でございます。これは先ほど歳入と同様でございます。5 ページをお願いいたします。

荒井総務部長

5 ページです。第 2 表継続費補正の変更でございます。一番上の総務費、総務管理費の会計年度任用職員制度導入支援業務委託費でございます。これは業務委託費が確定したことに伴い総額及び平成 31 年度の年割額が 87 万円減となったものでございます。

龍崎市長公室長

続きまして第 3 表になります。繰越明許費補正でございます。上から 2 番目、道の駅整備事業でございます。これにつきましては護岸の改修工事につきまして、設計の修正が必要となったことから、年度内の工事の履行は困難となり平成 31 年度に繰り越しするものでございます。合わせまして、工事と一緒に連動しております管理業務委託につきましても繰り越すものでございます。

出水田危機管理監

次のページをお願いします。第 4 表地方債補正の廃止でございます。消防施設整備事業を 1,000 万円、これは歳入のところでご説明した通りでございます。

荒井総務部長

続きまして次のページです。変更です。総務部の方では庁舎施設整備事業が該当します。これは歳入のところでも説明させていただきました庁舎防水改修工事の事業費確定による限度額の変更でございます。150 万円の減額となっております。

出水田危機管理監

その下、消防自動車整備事業及び防災情報通信施設整備事業、これにつきましても先ほど歳入でご説明した通りでございます。

荒井総務部長

以上で説明を終わります。

札幌委員長

執行部からの説明を終わりましたが、質疑等はありませんか。

大野委員。

大野委員

5 ページの第 3 条繰越明許費補正の総務費、道の駅整備事業の 8,345 万 7,000 円ですけれども、確か護岸改修工事第 1 工区から第 3 工区まで約 1 億 3,000 万円だったと思いますが、このうちの 8,345 万 7,000 円ということでしょうか、つまり差額に関してはすでに内金として支払っているという意味でしょうか。

由利道の駅・牛久沼プロジェクト課長

議員仰せの通り前払い金ということで約4割の金額を払っておるものでございます。

札幌委員長

ほかにありませんか。

別にないようですので採決いたします。議案第12号 本案は原案の通り了承することにご異議ありませんか。

【異議なし】

札幌委員長

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案の通り了承することに決しました。続きまして、報告第2号 専決処分の承認を求めることについて（和解に関することについて）執行部から説明願います。

荒井総務部長。

荒井総務部長

報告第2号専決処分の承認を求めることについて（和解に関することについて）説明をさせていただきます。

これは平成30年11月6日午前9時40分頃、つくばみらい市、絹の台、4丁目5番地2の「つくばセミナーハウス駐車場」において、公務のため駐車中の当市公用車に守谷市の公用車が接触した事故に関する和解について相手方が本件事故により生じた損害のすべてを賠償するものと決定し、和解が成立したものでございます。

以上でございます。

札幌委員長

執行部からの説明は終わりましたが、質疑等はありませんか。別にないようですので採決いたします。報告第2号、本案は原案の通り承認することにご異議ありませんか。

【異議なしの声】

札幌委員長

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案の通り承認することに決しました。

以上で、当委員会に付託されました案件の審査は終わりました。

これをもちまして総務委員会を閉会いたします。

お疲れ様でした。